

排泄予測支援機器の取扱いについて

1. 排泄予測支援機器とは

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を利用者又はその介護を行う方に自動で通知するものです。

※専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は介護保険福祉用具購入の対象外となります。

2. 給付対象について

運動機能の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている利用者であって排尿の機会の予測が可能となることで失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める方が対象となります。

3. 利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年3月24日厚生労働省告示第91号）別表第一の調査票のうち、調査項目2－5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」、「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくいと考えられます。

ただし、「1. 介助されていない」、「4. 全介助」であっても適切に使用することで、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は、給付の対象となることがあります。

4. 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により、利用者の膀胱機能を確認してください。

- (1) 介護認定審査における主治医の意見書
- (2) サービス担当者会議等における医師の所見
- (3) 介護支援専門員等が徴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4) 個別に取得した医師の診断書 等

5. 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売してください。

- (1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意思があるか
- (2) 装着することが可能か
- (3) 利用者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か

なお、利用者の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売の前の一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は、試用の中止も助言してください。

また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めてください。

6. 介護支援専門員等との連携

利用者が指定居宅介護支援または指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員、サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努めてください。

沖縄県介護保険広域連合
総務課 財政給付係
TEL:098-911-7505